

# 第 1 回 京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会 議事概要

平成 26 年 2 月 18 日 (火)  
14:00～16:00  
「神交共ビル」大会議室

## 1. 開会

## 2. 「京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱」の一部改正について

神奈川運輸支局より「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」の概要について資料 1 に基づき説明した。また、事務局より同法の施行に伴う京浜交通圏の設置要綱の改正案について資料 2 に基づき説明し、諮ったところ、各委員から異議無く承認された。

## 3. 会長の選出について

事務局より設置要綱の改正に伴い、新たに会長選出が必要な旨を説明し、事務局が推薦を募ったところ、委員より一般社団法人神奈川県タクシー協会会長 伊藤委員が推薦され、諮ったところ、各委員から異議無く承認された。また、会長より一般社団法人神奈川県タクシー協会 会田専務理事が事務局長として指名された。

## 4. 議事

### (1) 準特定地域計画について

事務局より法改正前に策定した地域計画がみなし規定の適用を受け、準特定地域計画としてみなされる旨を説明し、会長が各委員に意見を募ったところ、特段の意見も無かったことから、今後、本計画を基として適正化・活性化に取り組んでいくこととされた。

### (2) タクシーの公定幅運賃について

神奈川運輸支局より公定幅運賃の制度概要及び協議会に対し意見を求めている内容について資料 3 に基づき説明し、会長が各委員に意見等を募ったところ、以下の意見があった。

#### 【委員】

現行、京浜交通圏の法人タクシー及び個人タクシー事業者のほとんどが同様の運賃を適用している。そのため、京浜地区の利用者はタクシーの運賃は同じであるという認識だと思われる。利用者の負担軽減のため、公定幅運賃案において、普通車の上限運賃と初乗運賃が同額である大型車の E 運賃については、加算運賃も合わせるようにして頂きたい。また、時間制運賃についても合わせるようにして頂きたい。

#### 【会長】

利用者の負担軽減のためということです。関東運輸局に意見としてあげたいと思うがいかがか。

～会長より各委員に諮り、異議無しであったため、意見することとされた。～

### (3) タクシー事業の適正化・活性化に係る取組の検証について

事務局及び神奈川運輸支局より、資料 4 に基づき説明し、会長が取組の総括案について、各委員に意見を募ったところ、特段の意見も無かったことから、案どおりとされた。

(4) その他

会長より、その他全般にわたり各委員に意見等を募ったところ、以下の意見があった、  
【委員】

私は労働者側として参加しているが、行政に理解頂きたいのは、消費税により運賃が上がると、一時的にも利用者が離れるということ。現在、タクシー業界は厳しい状況であり、タクシー事業者が廃止するということもある。過去のタクシーの規制緩和を繰り返さないで頂きたい。労働者が「タクシーをやりたい」といって運転手として働けるような、魅力のある仕事にして頂きたいと思う。また、車両の減車についても、皆さん平等に減車して頂きたいと思う。燃料高騰等、タクシー業界は厳しい状況にある。労働者としても会社を守りたいと思っている。よろしく願います。

5. 閉会

<配布資料>

資料1 『タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法について』

資料2 『京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（改正案）』

資料3 『タクシーの公定幅運賃について』

資料4 『タクシー事業の適正化・活性化に係る取組の検証』

参考資料1

『特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等施行規程』

参考資料2

『特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考え方について』  
(特定地域及び準特定地域の協議会の設置及び運営に関するガイドライン)

参考資料3

『地域計画の達成状況（全体版）』